



<学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領より一部抜粋>

3 使用目的の範囲 機構又は都道府県等から学割証の様式の配付を受けた学校は、制度の趣旨に鑑み、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限り、学生生徒に対して学割証を交付するものとする。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

<学割証の取扱いに関するQ&Aより一部抜粋>

・学割証とは？

A：旅客鉄道株式会社（JR各社）が指定した学校の学生・生徒が、旅客鉄道株式会社（JR各社）の営業キロで片道100キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

・学割証の使用目的の「(7) 保護者の旅行への随行」における「保護者」とは誰のことですか？

A：ここでの「保護者」とは、広く学生・生徒の父母等を指しています。この際、学生・生徒が未成年であるかどうかを問うものではありません。

・学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）以外の鉄道会社等も対象になりますか？

A：学割証は旅客鉄道株式会社（JR各社）が自社の利用に関して発行しているものですので、旅客鉄道株式会社（JR各社）のみが対象です。（他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。）